

第 6 0 号 議 案

和 解 に つ い て

上 記 の 議 案 を 提 出 し ま す 。

令 和 2 年 6 月 2 日

提 出 者 中 野 区 長 酒 井 直 人

(提 案 理 由)

統 合 仮 想 サ ー バ ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 障 害 の 発 生 に 伴 う 損 害 賠 償 に つ
い て、和 解 を 成 立 さ せ る に 当 た り、議 決 の 必 要 が あ る。

和解について

令和元年12月4日に発生した中野区が提供を受けている統合仮想サーバクラウドサービスの障害により統合仮想サーバ内にサーバを持つ中野区の複数のシステム（以下「本件システム」という。）が使用できなくなったことに伴う損害賠償に関し、下記の当事者間において、下記の和解条件のとおり和解を成立させる。

記

1 当事者

東京都千代田区九段南一丁目3番1号

甲 日本電子計算株式会社

代表取締役 山田英司

東京都中野区中野四丁目8番1号

乙 中野区

代表者 中野区長 酒井直人

2 和解条件

- (1) 乙は、本件事件により、本件システムの一部の復旧等に係る費用相当額及び本件システムが使用できなくなったことへの対応に係る費用相当額の合計69,819,986円の損害を被った。
- (2) 甲は、上記損害額について乙に対し賠償する義務があることを認め、本件和解成立後、乙の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件事件に関し、甲と乙の間には、何らの債権債務がないことを確認する。